

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部を次のように改正する。

令和4年6月7日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例

霧島市過疎地域産業開発促進条例（平成17年11月7日霧島市条例第247号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条の13第6項」を「第5条の13第9項」に改める。

第5条第1号中「第6条の3第9項第1号又は第28条の9第9項第1号」を「第6条の3第14項第1号又は第28条の9第15項第1号」に、「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号」に、「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第1号」に改め、同条第2号中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市過疎地域産業開発促進条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（提案理由）

所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）等により、租税特別措置法等が改正され、引用条項にずれが生じたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。